世田谷区心身障害者福祉手当の見直しについて

(付議の要旨)

平成27年1月に施行される「難病の患者に対する医療に関する法律」により、新たに指定疾病が見直されることとなった。それにあわせ、区の心身障害者福祉手当の支給対象者を見直すこととしたため、報告する。

1 主旨

「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病医療法」という。)」の平成27年1月施行に伴い、「世田谷区心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)」の難病手当の支給対象疾病を見直し、所要の措置を講ずる。

2 難病医療費助成制度の改正について

(1)国及び都の経緯

現行の難病医療費助成制度は、国の通知に基づく特定疾患治療研究事業(56疾病)として都道府県が実施しているが、平成26年5月、難病医療法が可決成立し、法に基づく新制度となった。

平成26年10月21日に、平成27年1月1日より適用となる指定疾病名(110疾病)が告示され、11月12日に、政省令が公布された。

国の対象疾病の告示や政省令を踏まえて、平成26年12月26日に都において 医療費助成制度の見直し及び「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規 則(以下「都規則」という。)」の一部改正等が行われた。

(2)今後の国及び都のスケジュール(予定)

国は平成27年の夏に新たに約190疾病を追加し、最終的に約300疾病まで拡大予定。これを踏まえて、都において都規則の一部改正等を行う。

3 手当の見直し内容

現在、手当のうち難病手当については、公平性を確保する観点から、難病医療費助 成制度の対象となる疾病でかつ認定基準を満たす場合を支給対象としている。今後は、 上記の法改正にあわせ、以下のとおり対応する。

(1)考え方

手当対象疾病の見直し(別紙1参照)

これまで手当対象疾病については、国の通知に基づく疾病及び都単独助成疾病を合わせて規定した都規則の対象疾病を基本としてきたが、難病医療法及びこれに伴う都規則の一部改正が行われたため、難病医療法及び改正都規則で定められた疾病を基本とするよう改める。また、難病医療法の新規疾病(34疾病)を手当の対象疾病に追

加する。なお、旧制度の国の通知に基づく53疾病及び都の単独助成4疾病について 病名の細分化や名称変更等が行われたため、整合させる。

所要の経過措置(別紙1参照)

難病医療法及びそれをふまえた都規則の改正においては、施行日(平成27年1月1日)前に難病医療費助成を受けている者について、円滑な制度移行を図るため、次のとおり経過措置が規定され、難病医療費助成の対象として医療証が交付される。手当においても、これらの者を対象者とするとともに、当該経過措置に該当しなくなった場合は対象外とするよう、所要の経過措置を整備し、制度間の整合を図る。

イ)国の旧制度対象疾病のうち難病医療法から除外され都に残る疾病(3疾病)

劇症肝炎及び重症急性膵炎については難病医療法から除外されたが、施行日前に認定を受けた者は、都の経過措置として、国の旧制度の基準により、難病医療費助成の対象となり医療証が交付される。なお、施行日以降、新規申請はできない。

スモンについても同法から除外されたが、これまでどおり国の通知に基づく都の制度として、国の旧制度の基準により、難病医療費助成の対象となり医療証が 交付される。なお、施行日以降もこれまでどおり新規申請を受け付ける。

口)都単独助成疾病から難病医療法の対象として移行した疾病(7疾病)

当該疾病について、施行日前に認定を受けた者は、平成29年12月31日までの3年間(但し、難病医療法に移行した場合を除く。) 都の経過措置として、都の認定基準により、難病医療費助成の対象となり医療証が交付される。

八)国の旧制度対象疾病(53疾病)

当該疾病について、施行日前に認定を受けた者は、平成29年12月31日までの3年間、国の経過措置として、国の旧制度の基準により、難病医療費助成の対象となり医療証が交付される。

改正手当条例の遡及適用

国の政省令や都規則の改正が遅れたため、区議会第1回定例会で手当条例改正後、公布の日から施行し、平成27年1月1日に遡って適用する。公布後速やかに対象者に手当申請をしてもらう。

手当の支給開始月の遡及について

手当の支給開始月については、手当条例において、手当の申請をした日の属する月から支給する旨定められているが、今回、改正手当条例の適用を遡及させることや、追加対象疾病が多く、新規対象者の手当申請が遅れ、受給漏れになることを防ぐため、改正条例施行後6ヶ月までに、追加疾病による手当を申請した者については、追加疾病による医療費助成の申請日の属する月(ただし、平成27年1月1日以降に限る。)に遡って手当を支給する。

小児慢性特定疾病を有する者の難病手当について

児童福祉法の一部改正に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病が514疾病から約700疾病に拡大される。難病手当については、小児慢性特定疾病を有する者の疾病名を難病名に読み替えて適用するため、該当人数は難病手当の支給推計者数に含まれており、手当の規定変更等は生じない。

生活保護受給者の難病手当について

現在、生活保護受給者については、難病医療費助成制度の対象外であるため、手 当支給要件について要否意見書等で疾病の状況を確認し支給している。難病医療法 の施行に伴い、難病医療法対象疾病を有する者は同法の対象となり、都単独助成疾 病を有する者はこれまでどおりであるため、手当規定について整合を図る。

4 手当の支給推計者及び概算経費

(1)追加疾病(34疾病)による手当支給推計者

全国の該当疾病患者数 約4万5千人(難病情報センター資料より)

世田谷区の該当疾病患者数 約340人(全国の患者数の約0.7%と想定)

手当支給推計者数 約180人

6 5 歳以上及び手帳所持者を除き、所得制限等の 受給資格を満たす人数を患者数の約 5 割と想定

(2) 手当支給額

追加疾病(34疾病)による手当支給額 月額15,000円

《参考》既存の疾病や障害による手当支給額

既存疾病 月額15,000円

疾病 + (身障手帳 1~3級、愛の手帳 1~4度、脳麻、進筋) 月額 16,500円

身障手帳1~2級、愛の手帳1~3度、脳麻、進筋

月額16,500円

身障手帳3級、愛の手帳4度

月額 7,500円

手帳所持者のうち 20 歳未満等

月額 1,500円

(3)概算経費

1,983,000千円

(うち追加疾病(34疾病)を対象とすることによる拡充 32,000千円)

5 他区における手当の見直し状況

他区の状況については、ほぼ全ての区が難病医療法の新規疾病を手当の対象とする方向で検討中である。

6 今後のスケジュール(予定)

平成27年2月4日 福祉保健常任委員会 報告

2月下旬~ 区議会第1回定例会 手当条例一部改正提案

3月 手当条例一部改正施行予定 適用は平成27年1月1日より

区のおしらせ・区ホームページへ掲載予定

夏以降 国の追加疾病(約190疾病)公布及び都規則一部改正を踏

まえ、手当条例及び同施行規則一部改正予定

は疾病数を表す。

【疾病の対象区分】

改正都規則対象 難病医療法対象(国の新認定基準を満たす 改正後都単独助成疾病 難病医療法対象疾病 難病医療法対象疾病 21疾病 27.1.1~110疾病 27年夏~約190疾病 2 4 7 6 5 3 4 1 2 都 玉 玉 に都 都単 当新規対 新 都除 単独助 一単独対象 旧制 か よか か 1) 5 も外 の独 ら国移行 制度 別助 新で 都国 玉 度 27年夏追加予定 約190疾病 成継 規都 制成 対 は残 度継 部部 部 移 除る シ 続 残移 る行 行 経過措置 口) 経過措置 八) 経過措置 イ) 既認定者は3年間 既認定者は3年間 国除外で (国該当までの間) 国の旧制度基準で認定 都に残る 都基準で認定 国と都に細分化 細分化して+12疾病 国除外 7 1 2 4 5 3 3 旧制度 都単独助 区単独対 ₍都 都単 都 玉 単 旧 旧 単 の独 独 独 制 制 別助 助 度 度 助 対 対 制成 象 都単独助成疾病 国の通知(旧制度)に基づ〈疾病 25疾病 56疾病 都規則対象